

○米の数量調整実施要綱

〔平成16年4月1日〕  
〔15総食第825号〕

地方農政局長  
北海道統計・情報事務所長  
北海道農政事務所長  
農林水産事務次官から 北海道開発局長 あて  
沖縄総合事務局長  
都道府県知事  
関係団体の長

米の数量調整実施要綱が別添のとおり制定されたので、御了知の上、本対策の円滑な推進に万全を期されたい。

なお、本要綱の制定に伴い、水田農業経営確立対策調整円滑化事業実施要領（平成12年4月1日付け12農産第1937号農林水産事務次官依命通知）及び水田農業経営確立対策調整円滑化事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日付け12農産第1939号農林水産事務次官依命通知）は廃止されたので併せて御了知願いたい。

以上、命により通知する。

（別添）

米の数量調整実施要綱

目次

- 第1 趣旨
- 第2 実施期間
- 第3 基本的な考え方
- 第4 第三者機関的な組織
  - 1 都道府県段階における第三者機関的な組織
  - 2 市町村段階における第三者機関的な組織
- 第5 生産目標数量等の決定手続き
  - 1 全国の生産目標数量決定
  - 2 都道府県別の生産目標数量の決定及び通知
  - 3 市町村別及び農業者別の生産目標数量の決定及び通知
  - 4 調整活動の実施

- 5 生産目標数量の補正
- 6 生産確定数量の決定等
- 第6 水稻生産実施計画書の作成等
  - 1 水稻生産実施計画書の作成及び提出並びにその記載事項
  - 2 生産確定数量の外数として扱う米穀の取扱い
  - 3 米の生産調整実施者の確認
- 第7 報告

## 第1 趣旨

消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図るため、米の生産調整においては、遅くとも平成20年度までには、農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築することとしている。これに向けて、平成16年度（平成16年産米）からの当面の需給調整は、米政策改革大綱及び米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）に基づき、米を生産しない面積を調整する方式から、需要に応じて生産数量を調整する手法に転換することとし、以下に定めるところにより実施する。

## 第2 実施期間

本対策の実施期間は、平成16年度（平成16年産米）から平成18年度（18年産米）又は19年度（19年産米）までの3年又は4年の間とする。なお、この間、需給調整について、行政及び農業者団体が一体となって、農業者・農業者団体による自主的・主体的な取組の強化を目指すものとし、平成18年度において、農業者・農業者団体が主役となるシステムへの移行の条件整備等の状況を検証し、その時点で本対策の実施期間の終期を判断する。

## 第3 基本的考え方

- 1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第4条第1項の規定により、農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされており、平成16年度からの当分の間、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、客観的需要予測等に基づいて全国の主食用等水稻の生産目標数量を設定し、それを基礎として、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第103号）附則第2条第3項の規定に基づく地域別の生産数量目標（以下「生産目標数量」という。）を定め、これを行政及び農業者団体の両ルート

で配分することとしている。

さらに、農業者・農業者団体の自主的・主体的需給調整の方針として、生産出荷団体等が基本要綱第Ⅰ部第5により策定される地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）と一体的に、米穀の生産調整に関する方針（以下「生産調整方針」という。）を作成し、これを農林水産大臣が認定する仕組みを設けたところである（食糧法第5条第1項）。

このような仕組みの下で、国は、適切な需給情報の提供、生産調整方針の作成及びその適切な運用に関する助言及び指導を通して、農業者・農業者団体の自主的・主体的需給調整の取組の強化を図ることとしている。

- 2 一方、地域においては、需要に応じた米づくりを行う体制をできるだけ早期に実現することが重要である。そのためには、ビジョンの策定やその実現に向けた取組を通じて、地域の農業者をはじめ農業者団体等関係者が、まず、地元産米の売れ行き、売り先、価格等の需要動向を正確に把握し、地域の水田農業に対する消費者・市場の客観的評価について、共通認識を共有することが必要である。

このため、都道府県及び市町村段階の第三者機関的な組織（基本要綱第Ⅰ部第6の1の（3）の地域の第三者機関的組織。以下同じ。）において、正確な需給情報に基づき、地域の米の需要動向等についての十分な論議と適切な情報提供を行うとともに、需要に応じた生産目標数量の配分に努める必要がある。

#### 第4 第三者機関的な組織

##### 1 都道府県段階における第三者機関的な組織

- （1）都道府県段階における第三者機関的な組織（以下「都道府県第三者組織」という。）については、都道府県の区域をその区域とし、学識経験者、農業者団体、消費者団体、実需者団体、流通業者団体、担い手農家等生産者、行政機関等、各都道府県の実情に応じた構成により設置することを基本とするほか、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）が別に定めるところにより整備する。
- （2）（1）の組織は、地域の農業者が、ビジョンの実現や需要に応じた米づくりに取り組める体制整備を図る観点から、それぞれの都道府県産米の需要動向等について分析を行い、地域に対して情報提供を行うとともに、市町村別の生産目標数量の設定方針等について検討・助言を行う。また、全国的に豊作が見込まれる場合には、地域の集荷の実態に即して、集荷円滑化対策（集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知）に基づく対策）に係る区分出荷の取組を促進するため、地域における米の生育・作柄状況に関する情報を生産出荷団体等に対して提供する。

## 2 市町村段階における第三者機関的な組織

- (1) 市町村段階における第三者機関的な組織（以下「市町村第三者組織」という。）については、基本的に市町村の区域をその区域とし、学識経験者、農業者団体、消費者団体、実需者団体、流通業者団体、担い手農家等生産者、行政機関等、各市町村の実情に応じた構成により設置するほか、総合食料局長が別に定めるところにより整備する。
- (2) (1) の組織は、地域の農業者が、ビジョンの実現や需要に応じた米づくりに取り組める体制整備を図る観点から、農業者別の生産目標数量の設定方針等について検討・助言を行う。また、市町村長が設定する農業者別の生産目標数量を作付目標面積に換算する際に基準となる単収（以下「配分基準単収」という。）について検討・助言を行う。

## 第5 生産目標数量等の決定手続

### 1 全国生産目標数量の決定

農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図ることを基本とし、需要に応じた米づくりの推進、国民に対する安定供給を確保する観点から、民間及び政府在庫水準並びに作柄の状況等を勘案し、全国生産目標数量を決定する。

### 2 都道府県別の生産目標数量の決定及び通知

- (1) 都道府県別の生産目標数量については、全国生産目標数量及び各都道府県産米の需要実績を基礎に、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、可能な限り客観的な需要予測等に基づき、農林水産大臣及び全国農業協同組合中央会会長（以下「全中会長」という。）が協議調整の上、決定する。
- (2) 農林水産大臣及び全中会長は、(1) により決定された都道府県別の生産目標数量を都道府県知事及び都道府県農業協同組合中央会会長（以下「都道府県中会長」という。）に通知する。

### 3 市町村別及び農業者別の生産目標数量の決定及び通知

2により定められた都道府県別の生産目標数量に基づく市町村及び農業者別の生産目標数量は、以下の手順により行政機関と農業者団体が決定及び通知を行う。

#### (1) 市町村別の生産目標数量の決定及び通知

ア 2の(2)により都道府県別の生産目標数量の通知を受けた都道府県知事及び都道府県中会長は、都道府県第三者組織の検討・助言の下、米穀の需給及び価格の安定を図るという食糧法の趣旨を踏まえ、需要に応じた米づくりの観点から、

地域の実情に応じて、市町村別の生産目標数量の設定方針を策定する。この設定方針の下、都道府県別の生産目標数量の範囲内で、都道府県知事及び都道府県中会長は協議調整の上、市町村別の生産目標数量を決定する。

イ この場合、都道府県知事及び都道府県中会長は、地域の米の販売の動向等を可能な限り客観的に把握するとともに、ビジョンの実現に向けた地域の水田農業に関する取組意向等も勘案しつつ、需要に応じた米づくりに資する決定となるよう努める。なお、都道府県知事及び都道府県中会長は、5に定める市町村別の生産目標数量の補正（5の（1）及び（2）の場合を除く。）が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算して決定することができる。

ウ 都道府県知事及び都道府県中会長は、アの市町村別の生産目標数量を、市町村長及び食糧法第5条第1項の認定を受けた生産調整方針を作成した当該市町村の区域の全部又は一部を区域とする農業協同組合等（以下「認定方針作成農協等」という。）の代表者に通知する。なお、認定方針作成農協等には、地域の実情に応じて、農業協同組合の支所等が含まれる。

エ また、都道府県知事及び都道府県中会長は、都道府県第三者組織での検討・助言を踏まえ、関係者の合意が得られれば、ウにかかわらず、ビジョンの策定がなされる地域水田農業推進協議会（基本要綱第I部第5の3の地域水田農業推進協議会。）を単位とした複数の市町村の生産目標数量の合計数量を一括して、当該市町村長及び当該地域を区域とする認定方針作成農協等の代表者に対して、通知することができる。

この場合、当該市町村長及び当該地域を区域とする認定方針作成農協等の代表者は、連携を密にし、当該地域内の農業者別の生産目標数量の設定方針等を共同して策定する。

## （2）農業者別の生産目標数量及び作付目標面積の決定及び通知

ア （1）による通知を受けた市町村長及び認定方針作成農協等の代表者は、市町村第三者組織の検討・助言の下、米穀の需給及び価格の安定を図るという食糧法の趣旨を踏まえ、需要に応じた米づくりの観点から、ビジョンに掲げる作物戦略、担い手の育成等の目標、認定方針作成農協等の販売戦略等を勘案して、食糧法第5条に規定する生産調整方針に記載することとなる農業者別の生産目標数量の設定方針を策定する。この設定方針の下、農業者別の生産目標数量については、農業者の経営動向、地域の米の作付状況等地域の実情に応じて、市町村長及び認定方針作成農協等の代表者が協議調整の上、決定する。

この場合、市町村長及び認定方針作成農協等の代表者は、5に定める農業者別の生産目標数量の補正（5の（1）及び（2）の場合を除く。）が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算して決定することができる。

また、市町村長及び認定方針作成農協等の代表者は、市町村第三者組織における検討及び関係者の合意の下、農業者の当該年産米の主食用等水稻の作付をしないことが明らかであると認められる場合、総合食料局長が別に定めるところにより、集落等の代表者等から、集落等を単位とするブロックローテーション等の取組計画の提出を受け、当該農業者が主食用等水稻の作付けを行わないことが確認されれば、当該農業者に対する生産目標数量及び主食用等水稻の作付目標面積(以下「作付目標面積」という。)を零として決定し、通知することができる。

イ また、市町村長及び認定方針作成農協等の代表者は、農業者の営農計画の樹立に資するとともに、生産調整実施者(第6の3の(1)により確認をしたことを通知された農業者をいう。以下同じ。)の確認を行う観点から、農業者別の生産目標数量と併せて農業者別の作付目標面積を0.1アール単位で決定する。生産目標数量を作付目標面積に割り戻すための配分基準単収については、総合食料局長が別に定めるところにより、市町村第三者組織の検討・助言の下、市町村長が客観的データを基に地域の実情に即したものとなるよう設定する。なお、作付目標面積について0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

ウ 市町村長及び認定方針作成農協等の代表者は、総合食料局長が別に定めるところにより、ア及びイにより決定された農業者別の生産目標数量及び作付目標面積を農業者に通知することとし、その通知方法については、エに掲げる場合を除き、次のいずれかの方法をとる。

(ア) 市町村長及び認定方針作成農協等の代表者は、農業者別の生産目標数量及び作付目標面積を決定し、農業者に直接に又は集落、農業者が組織する集団等(以下「集落等」という。)の代表者を經由して通知する。

(イ) 市町村長及び認定方針作成農協等の代表者は、集落等の代表者に対して当該集落等内の農業者に係る生産目標数量及び作付目標面積の合計を一括して提示し、当該代表者が農業者別の生産目標数量及び作付目標面積を決定して農業者に通知する。

エ なお、集落等におけるブロックローテーション等集落全体のまとまりで地域の創意工夫ある水田農業の取組を実施する等の場合には、市町村第三者組織における検討・助言及び関係者の合意の下、集落等の意向を踏まえた上で適当と認められれば、ウにかかわらず、市町村長及び認定方針作成農協等の代表者は、集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産目標数量及び作付目標面積を通知することにとどめ、農業者への通知を省略することができる。

オ 全中会長、都道府県中会長及び認定方針作成農協等の代表者は、遅くとも平成

20年度までには、農業者・農業者団体が主体的経営判断により、需要に応じた生産を行う体制を構築することを踏まえ、アからエまでにかかわらず、農業者別の生産目標数量及び作付目標面積の決定及び通知を極力自ら行うよう努めるものとする。これに対して、国、都道府県及び市町村は、このような取組が円滑に実施されるよう、生産調整方針の適切な運用に関する助言及び指導に努める。

#### 4 調整活動の実施

今後、需要に応じた米づくりが行われる体制を早期に整備するためには、米づくりを強く志向し将来的に米の生産を拡大しようとする産地と、転作作物の振興を通じて産地づくりや水田農業の構造改革を進めようとする産地との間で、総合食料局長が別に定めるところによるホームページ等も活用した情報提供・情報収集等を通じて生産目標数量の調整をより活発化させていくことが重要である。このため、認定方針作成農協等の間で地域内調整及び地域間調整に取り組み、需要に応じた米づくりを推進する。

##### (1) 地域内調整

###### ア 基本的考え方

地域内における農業者別の生産目標数量の調整については、認定方針作成農協等及び集落等の構成員である農業者等地域の農業関係者における話し合い・合意の下、生産調整方針及びビジョンとの整合性を取りつつ、地域の販売戦略に基づき農業者・農業者団体が主体的経営判断により需要に応じた米づくりを行う体制を構築して、積極的に推進する。

また、地域内調整の推進に当たっては、関係者の合意が円滑に得られるよう、地域の実情に応じ、市町村第三者組織を活用する。

###### イ 地域内調整

認定方針作成農協等又は集落等の代表者は、その構成員である農業者の間で協議が整い、構成員のうち特定の農業者について農業者別の生産目標数量と異なる数量を定める場合には、総合食料局長が別に定めるところにより、市町村長が定める日までに、市町村長及び認定方針作成農協等の代表者に対し、地域内調整の申請をする。

###### ウ 農業者への生産目標数量及び作付目標面積の通知を省略した場合の取扱い

3の(2)のエにより、集落等に係る生産目標数量及び作付目標面積の通知にとどめ、農業者への通知を省略した場合には、当該集落等の代表者は、集落等に係る生産目標数量及び作付目標面積を基礎として、集落等の構成員である農業者間で必要な調整を行い、総合食料局長が別に定めるところにより、市町村長が定める日までに、市町村長及び認定方針作成農協等の代表者に対し、農業者別の生

産目標数量及び作付目標面積を報告する。

## (2) 地域間調整

### ア 基本的考え方

地域間における生産目標数量の調整については、需要に応じた米づくりの体制整備を図る観点から、認定方針作成農協等の主体的取組による関係者の合意の下に、総合食料局長が別に定めるところによるホームページ等を活用した情報提供・情報収集等により、積極的に推進する。

また、地域間調整の推進に当たっては、関係者の合意が円滑に得られるよう、地域の実情に応じ、都道府県第三者組織を活用する。

### イ 市町村間調整

同一都道府県内の認定方針作成農協等の間等で協議が整い、市町村別の生産目標数量の調整を行おうとする場合には、認定方針作成農協等の代表者及び関係市町村長は協議の上、都道府県知事が定める日までに、認定方針作成農協等の代表者から都道府県中会長あて、関係市町村長から都道府県知事あて市町村間調整の申請をする。

### ウ 都道府県間調整

異なる都道府県の認定方針作成農協等又は都道府県農業協同組合中央会（以下「都道府県中」という。）の間で協議が整い、都道府県別の生産目標数量の調整を行おうとする場合には、都道府県中会長及び関係都道府県知事は協議の上、毎年生産年の5月10日までに、関係都道府県中会長から全中会長あてに、関係都道府県知事から農林水産大臣あてに都道府県間調整の申請をする。

## 5 生産目標数量の補正

### (1) 地域内調整の申請が行われた場合の農業者別の生産目標数量の補正

4の(1)のイの申請が行われた場合には、補正後の農業者別の生産目標数量の合計数量が補正前の農業者別の生産目標数量の合計数量を上回るなど、需要に応じた米づくりに支障が生ずる可能性がある場合等を除き、市町村長及び認定方針作成農協等の代表者は協議の上、生産目標数量の補正を行う。

### (2) 地域間調整の申請が行われた場合の生産目標数量の補正

#### ア 市町村間調整

(ア) 4の(2)のイの市町村間調整の申請が行われた場合には、都道府県知事及び都道府県中会長は協議の上、需要に応じた米づくりに支障が生ずる可能性がある場合等を除き、当該地域間調整の関係市町村に係る生産目標数量の補正を行うものとする。

(イ) (ア)の補正に係る市町村の長及び認定方針作成農協等の代表者は、当該地

域間調整に係る農業者別の生産目標数量の補正を行う。

イ 都道府県間調整

(ア) 4の(2)のウの都道府県間調整の申請が行われた場合には、農林水産大臣及び全中会長は協議の上、需要に応じた米づくりに支障が生ずる可能性がある場合等を除き、都道府県別の生産目標数量の補正を行う。

(イ) (ア)の補正に係る都道府県の知事及び都道府県中の会長は、当該地域間調整の関係市町村に係る市町村別の生産目標数量の補正を行う。

(ウ) (イ)の補正に係る市町村の長及び認定方針作成農協等の代表者は、当該地域間調整に係る農業者別の生産目標数量の補正を行う。

(3) 消費純増策に係る計画が認定された場合の生産目標数量の補正

ア 農林水産大臣は、主食用等水稲として生産される米穀の消費拡大を図り得ること(米の消費量の純増が確認されるものに限る。)が確実であるものとして総合食料局長が別に定める措置として、総合食料局長(都道府県の区域を超えるものに限る。)又は地方農政事務局長(地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政事務局長等」という。)の認定を受けた計画(以下「認定消費純増計画」という。)に係る予定数量を都道府県ごとに合計したものを、当該年産米の全国生産目標数量に加算する。また、農林水産大臣及び全中会長は協議の上、当該年産米の都道府県別の生産目標数量に加算する。

イ 都道府県知事及び都道府県中会長は協議の上、市町村に係る認定消費純増計画に係る予定数量を、当該年産米の市町村別の生産目標数量に加算する。

ウ 市町村長及び認定方針作成農協等の代表者は協議の上、イにより加算された数量を当該年の農業者別の生産目標数量に加算する。

(4) 豊作による過剰米が主食用以外に処理された場合の生産目標数量の補正

ア 農林水産大臣は、前年産米の豊作による過剰米のうち、主食用以外に処理したこと又は主食用以外に処理することが確実であるとして、総合食料局長が別に定めるところにより、地方農政事務局長等が認定した数量(以下「過剰処理数量」という。)を都道府県ごとに合計したものを、当該年産米の全国生産目標数量に加算する。また、農林水産大臣は全中会長と協議の上、当該年産米の都道府県別の生産目標数量に加算する。

イ 都道府県知事及び都道府県中会長は協議の上、市町村に係る過剰処理数量を当該年産米の市町村別の生産目標数量に加算する。

ウ 市町村長及び認定方針作成農協等の代表者は協議の上、イにより加算された数量を当該年産米の農業者別の生産目標数量に加算する。

(5) その他の補正

- ア (1) から (4) までに掲げるもののほか、都道府県知事の申請に基づき地方農政事務局長等が総合食料局長と協議して、加算し、又は控除することが適当と認められた数量がある場合において、農林水産大臣は、当該数量について、当該年産米の全国の生産目標数量及び都道府県別の生産目標数量の加算又は控除を行う。
- イ アの加算又は控除に係る都道府県知事は、当該年産米の市町村別の生産目標数量の補正を行い、市町村長に通知する。
- ウ 市町村長はイの通知を受けたときは、当該年産米の農業者別の生産目標数量の補正を行い、農業者に通知する。

## 6 生産確定数量の決定等

### (1) 全国の生産確定数量の決定

農林水産大臣は、基本指針における全国の実績生産目標数量を基礎に、5に定めるところによる補正を行った上で、当該年産米の全国の主食用等水稲の生産確定数量（以下「生産確定数量」という。）を決定する。

### (2) 都道府県別の生産確定数量の決定等

農林水産大臣は、全中会長と協議調整の上、5に定めるところにより都道府県別の生産目標数量を補正し、当該年産米の都道府県別の生産確定数量として決定する。農林水産大臣及び全中会長は、これを都道府県知事及び都道府県中会長に通知する。

### (3) 市町村別の生産確定数量の決定等

都道府県知事は、都道府県中会長と協議調整の上、(2)による通知を受けた後、遅滞なく、5に定めるところにより市町村別の生産目標数量を補正し、当該年産米の市町村別の生産確定数量として決定する。都道府県知事及び都道府県中会長は、これを市町村長及び認定方針作成農協等の代表者に通知する。

### (4) 農業者別の生産確定数量及び農業者別の作付確定面積の決定

市町村長は、認定方針作成農協等の代表者と協議調整の上、(3)による通知を受けた後、遅滞なく、5に定めるところにより農業者別の生産目標数量を補正し、当該年産米の農業者別の生産確定数量として決定するとともに、併せて、当該年産米の農業者別の主食用等水稲の作付確定面積（以下「作付確定面積」という。）を0.1アール単位で決定する。市町村長及び認定方針作成農協等の代表者は、総合食料局長が別に定めるところにより、これを文書をもって農業者に通知する。また、作付確定面積について0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

この場合、集落等の代表者に対する生産確定数量及び作付確定面積の一括提示にとどめることは認められないが、代表者を經由して農業者に通知することは差

し支えない。

ただし、集落等が農業共済資格団体（農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第15条第1項第8号に規定する農業共済資格団体。以下同じ。）の場合は、当該集落等の代表者に対する生産確定数量及び作付確定面積の通知にとどめることができる。

## 第6 水稻生産実施計画書の作成等

### 1 水稻生産実施計画書の作成及び提出並びにその記載事項

農業者別の生産確定数量及び作付確定面積の通知を受けた農業者（第5の6の（4）の農業共済資格団体を含む。）が、生産調整実施者であることの確認を受けようとする場合には、総合食料局長が別に定めるところによる水稻生産実施計画書（以下「実施計画書」という。）に、通知を受けた作付確定面積に基づき、水稻の作付けを行うほ場の所在、地番及び面積等必要な事項を記載し、当該農業者の住所地を管轄する市町村長が定める日までに当該市町村長に提出する。

### 2 生産確定数量の外数として扱う米穀の取扱い

平成16年度からの当面の需給調整において、生産確定数量の外数として扱う米穀については、次のとおりとし、その具体的手法については、総合食料局長が別に定めるところによる。

#### （1）青刈り稲・わら専用稲・稲発酵粗飼料用稲

作付けを行った稲について、出穂期以降糊熟期以前の刈取り並びにわら専用稲及び稲発酵粗飼料用稲としての刈取りにより米穀の生産を行わないこと。

#### （2）飼料用米

飼料の用途に供する米穀の生産を行うこと。

#### （3）援助米

人道的見地から無償で行われる海外援助としての米穀の生産を行うこと。

#### （4）加工用米

主食用等水稻として生産される米穀では対応し難い低価格帯需要の加工用途向けに供給することを目的に生産される米穀の生産を行うこと。

#### （5）需要開発米

新たな需要の開発が見込まれる価格条件を備え、かつ、原則として非食用の米穀の生産を行うこと。

#### （6）試験研究米

水稻に関する試験研究の用に供される水田において米穀の生産を行うこと。

### 3 米の生産調整実施者の確認

- (1) 市町村長は、実施計画書を提出した農業者について、作付確定面積を超えて水稻の作付け（2の生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。以下「主食用等水稻作付面積」という。）が行われていないことを確認し、当該確認をした結果、生産調整実施者であることを、総合食料局長が別に定めるところにより、文書をもって農業者に通知する。
- (2) 市町村長は、(1)の確認は、当該農業者が実施計画書に記載する水稻作付面積と当該農業者の水稻共済引受面積（農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省農林経済局長通知）第1章第5節の2の引受面積。）との突合を行うほか、総合食料局長が別に定める方式により行う。
- (3) 次に掲げる組織は、市町村が行う確認に係る事務に協力する。
  - ア 認定方針作成農協等
  - イ 地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。）等の国の関係行政機関
  - ウ 都道府県の関係行政機関

### 第7 報告

都道府県知事は、総合食料局長が別に定めるところにより、米の数量調整の取組状況について、地方農政事務所長等に報告する。